

平成22年第3回 白井市市民参加推進会議次第

日 時：平成22年8月24日（火）
午前9時30分～

場 所：白井市役所 4階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

- 1) 常設の住民投票条例の研究について
- 2) 市民参加条例の検証・見直しについて
- 3) その他

4. 閉 会

第4回目の会議は、9月14日(火)午前9時30分～

市役所4階大会議室で行います。

第3回市民参加推進会議の審議の進め方

まずは、市民参加の実施状況に対する総合的評価7事業の確認をします。
次に、常設の住民投票条例について委員の皆さんの率直な意見を伺います。

1) 常設の住民投票条例の研究について (10:00 ~ 11:00)

事前に配布した資料等を参考にして・・・

条例制定のメリットは？

例えば

「市政に係わる重要事項」の基準を示し、その事項に該当する場合、事案ごとに個別条例を制定しないで実施できる。

必要な時に迅速に対応でき、住民参加機会の拡充が図れる。

条例制定のデメリットは？

例えば

安易に実施され、悪用される。

直接民主主義の色が濃くなり、議会制民主主義を侵す。

白井市に常設の住民投票条例の必要性は？

例えば

住民参加の推進と住民自治の機能を高めるため必要である。

十分な議論がなされないまま、安易に利用され実施されるおそれがあるから必要でない。

常設の市民投票条例策定のポイントは？

例えば

市民・議会・行政の共通理解

策定プロセスの透明性

策定するための市民参加の手法は？

例えば

審議会の設置

パブリックコメント募集

2) 市民参加条例の検証・見直しについて(11:00~11:40)

現 状

前期基本計画実施計画に関する市民参加・協働の状況

	第1次実施計画	第2次実施計画
事業総数	332	313
市民参加・ 協働事業数	91 (27%)	118 (38%)

5年間の市民参加条例該当事業

平成17年度	3事業
平成18年度	7事業
平成19年度	4事業
平成20年度	5事業
平成21年度	7事業
計	26事業

課 題

例えば条例上などの課題は？

条例該当事業が限定されている。

市民参加を総合的に推進するための計画が必要である。

課題解決のための提言

例えば

印西市などのように市民の一定の要件を充たすと提案書が提出できる「市民提案手続き」制度を設ける。

浦安市のように市民参加を推進するための「市民参加推進計画」の策定を義務付ける。

常設型の住民投票条例について

経 緯

市では、市民参加機会の拡充と市民の意向を直接反映する仕組みとして、常設型の住民投票条例の検討を進めている。

平成22年度は、常設型の住民投票条例の必要性と条例制定市の情報収集、進め方などの検討を行い、平成23年度以降の条例策定に向け進めていきたい。

常設型の住民投票条例

住民投票条例は、自治体の重要な問題について住民による直接投票を行うことを定める条例である。白井市では、平成16年7月11日に行った「合併に関する住民投票」を実施するため、「白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票条例」を制定されているが、この条例は住民投票日から90日を経過した日に効力を失っている。

常設型の住民投票条例は、条例に定める案件が生じた場合に、一定の仕組みで住民投票を行うため、必要な場合迅速に対応できるという利点がある。他方、住民投票は安易に利用されるべきではないという観点からは、各主体間の十分な議論がなされないままに住民投票が行われるという可能性も否定できないと言われている。

課 題

投票により市民も責任を負うという主権者としての住民意識を高めるとともに、条例の必要性をPRすることが求められる。

地方自治制度の基本である間接民主主義(議会制度)とのすみわけを明らかにしながら、議会との共通理解を高め、協力体制を構築する必要がある。

住民投票条例の基本的構成要素

常設型の住民投票条例を策定する場合、1)投票の対象事項、2)発案権者、3)投票資格者の範囲、4)投票の形式、5)成立要件、6)投票結果の取扱いなどが制度設計の基本要素になる。この事項を中心に市民や議員などと議論を重ね共通理解を図る。

1)投票の対象事項

高浜市条例では、住民投票の対象事項は、「市政運営上の重要事項」であり、この「市政運営上の重要事項」は、「市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう」とされている。

ただし、市の権限に属さない事項、議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票ができる事項、もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項、市の組織、人事及び財務に関する事項、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項については、住民投票の対象事項から、除外されるとされている。他の条例においても同じような定め方になっている。また同一テーマについては、2年間は住民投票を請求できないとする条例が多い。

2)発案権者

住民投票の発案権者については、住民、議員、首長とするものと、住民とするものに分かれる。高浜市は、のタイプであり、のタイプを最初に制定した広島市では、市長が提案したのタイプの条例に対して、議会が修正を加えたものである。その後、桐生市と大竹市がのタイプの条例を制定している。

3) 投票資格者の範囲

公選法上の有権者の他に住民投票条例の場合は、投票資格の範囲の拡大も可能であり、現在では、18歳以上の住民と永住外国人に対して資格を拡大する条例が多数を占めている。

4) 投票の選択肢の形式

投票の選択肢の形式には、二者択一、三者択一、四者択一など様々な形式が考えられるが、現在の条例では、すべて二者択一となっている。

5) 投票の成立要件

住民投票の結果は、議会や市長が尊重すべきことになるため、投票の成立要件を定める条例が多くなっている。住民投票は、投票率が50%以上の場合に成立するというのが多数である。

6) 投票結果の取扱い

投票結果の取り扱いについて、高浜市条例は、市民、市議会及び市長は、「結果を尊重となければならない」とし、他の条例も、市民を含むかどうかについて差異はあるものの、すべて同様の規定の仕方となっている。

我孫子市市民投票条例

(設置)

第1条 本市は、市民による自治の重要性を強く認識し、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、市民生活の基本に重大な影響を与える事項に関し、直接市民の意思を問う制度(以下「市民投票」という。)を設ける。

(市民投票を行うことができる事項)

第2条 市民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。

- (1) 市の存立の基礎的条件に関する事項
- (2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項

2 前項の規定にかかわらず、市民投票は、もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているもの
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、同項の登録の日(同法第8

条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日)から3月以上経過し、かつ、投票資格者名簿への登録を申請したもの

2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(請求及び発議)

第4条 投票資格者は、前条第1項各号に掲げる者の総数の8分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、第2条第1項に掲げる事項について市民投票を実施することを請求することができる。この場合において、署名に関する手続は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定める署名手続の例によるものとする。

2 市議会は、議員の定数の4分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された第2条第1項に掲げる事項について、市長に対し、市民投票を実施することを請求することができる。

3 市長は、第2条第1項に掲げる事項について、市議会の同意を得て、自ら市民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

(市民投票の形式)

第5条 前条に規定する投票資格者及び市議会の請求並びに市長の発議による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(市民投票の執行)

第6条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、第4条の規定により市民投票を実施するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、市民投票を実施しなければならない。

(選挙管理委員会への委任)

第7条 市長は、法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第8条 選挙管理委員会は、前条の規定により委任を受けた市民投票に関する事務を行うものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、市民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第 10 条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票所)

第 11 条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所における投票)

第 12 条 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票又は不在者投票)

第 13 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票結果の尊重)

第 14 条 市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。

(投票結果の告示及び通知)

第 15 条 市長は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、第4条第1項の代表者及び市議会の議長に通知しなければならない。

(請求の制限期間)

第 16 条 この条例による市民投票が実施された場合(賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1に達しなかった場合を除く。)には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求及び発議をすることはできない。

(投票及び開票)

第 17 条 第6条から前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに我孫子市公職選挙法令執行規程(平成2年選挙管理委員会訓令第1号)の規定の例による。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。

白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に
関する住民投票条例

平成16年4月8日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否について市民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するために、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、次期の参議院議員通常選挙の期日と同日とする。

2 選挙管理委員会は、投票日の17日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する白井市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条第2項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)において、本市の選挙人名簿(公職選挙法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。)に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、投票資格者について、白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票資格者は、白井市が印西市、印旛村及び本埜村との合併に「賛成」、「反対」、「どちらとも言えない」のうち、いずれか一つを選択し、投票用紙の記載欄に自ら○の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙の記載欄に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票所における投票)

第8条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の事由により、自ら投票所へ行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の記載欄の2箇所以上に記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の記載欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するために、白井市の合併について、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない。

(投票運動)

第12条 住民投票の運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第13条 前条までに定めるもののほか、投票管理者、投票時間、投票場所、投票立会人、開票管理者、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例によるものとする。

(住民投票の結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。

千葉県内の市民参加条例等一覧

白井市市民参加条例と他市条例との違い(まとめ)

白井市の市民参加条例は、市民参加手法のメニューが多く、内容も豊富である。また、条例対象事業については市民参加推進会議において総合的な評価を行うこととしている。一方他市の条例を見ると、市民参加を推進するための計画等策定を義務付けているところ(浦安市：市民参加推進計画、千葉市：実施計画)がある。また、市民が一定の要件を充たすと提案書が提出できる「市民提案手続き」制度をもっているのが四街道市と印西市である。加えて、四街道市と印西市は、大規模な公共施設の定義を規則(事業費が概ね5億円以上)で定めている。

	白井市市民参加条例	浦安市市民参加条例	佐倉市市民協働の推進条例	四街道市市民参加条例	千葉市市民参加及び協働に関する条例	印西市市民参加条例
施行日	平成16年6月29日	平成16年10月1日	平成19年1月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成20年8月1日
目的	市民参加の基本的に事項、市政運営に市民の意見を反映するための手続き	市民参加の基本的な事項	まちづくりの主体となるもの役割及び責任を明らかに、市民協働を推進するための基本的な事項	行政活動に市民が参加するための基本的な事項	市民参加及び協働に関し基本的な事項	市の行政活動に関わるための基本的な事項
構成	28条	14条	17条	17条	17条	16条
市民参加の定義	立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映すること	市民が市政に参加し、及びまちづくり活動を行うこと、政策等の形成、実施及び評価	案の策定の過程において市民の意見を求めること	行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階	市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案すること	行政活動の企画立案等において、市民等と市が協働し、市民等が自主的かつ主体的に行政活動に参加すること
実施機関	市長、教育委員会及び水道事業	市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業員会、水道事業	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業員会	市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業員会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業員会
責務	市の責務、市民の責務	市の責務、市民の責務	市の責務、市民の責務	市民の役割、市の役割	市の責務、市民の役割	市民等の役割、市の役割
市民参加の対象	1)市の基本構想、基本計画、個別計画など 2)基本理念を定める条例の制定、改廃 3)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃 4)市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、改廃 5)市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 6)その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの	1)基本構想、基本計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃 2)市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃 3)市政に関する基本的な方針を定める条例の制定 4)義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃 5)公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定	1)市の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改定 2)市の基本的な政策を定める計画及び個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定 3)市の基本的な方針を定める条例 4)市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 5)市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例 6)市民の生活又は事業活動に大きな影響を及ぼすことが予想される問題等に係る意思決定等	1)市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は改廃 2)市の基本方針を定める条例の制定又は改廃 3)市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 4)規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更 5)市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃	1)市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更 2)市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 3)前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの	1)市の基本的な事項を定める計画の策定又は改廃 2)市の基本方針を定める条例の制定又は改廃 3)市民等の権利義務に関する条例の制定又は改廃 4)規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 5)市民等の生活の大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
市民参加の手法	審議会等の設置 パブリック・コメントの募集 アンケート調査 意見交換会 ワークショップの開催 住民投票 その他の方法	意見交換会 ワークショップ 市民意見提案	公募による市民を構成員に含む付属機関等 市民からの意見の公募 アンケート 意見及び協議を行う会議 適当と認める方法	意見交換会 審議会等 市民会議 意見提出	パブリック・コメント ワークショップ 付属機関等	市民意向調査手続 市民説明会手続 市民意見公募手続 市民会議手続 審議会等手続
推進体制と職務	市民参加推進会議(10名以内) 市民参加の実施状況に対する総合的評価、市民参加の方法の研究及び改善、条例の見直し	市民参加推進会議(9名以内) 市民参加推進計画に関する事項、市民参加の進捗状況、市民参加の推進に関し必要な事項	市民協働推進委員会(10名以内) 市民協働を推進する施策及び事業に関する事項、地域まちづくり事業及び市民協働事業の評価に関する事項など	市民参加推進評価委員会(8名以内) 条例の運用に関する事、市民参加手続の対象に関する事、市民提案手続に基づく市民提案に関する事、この条例に関する市民の意見に関する事、条例の見直しに関する事	推進会議(12名以内) 実施計画の策定に関する事項、実施計画の実施状況に関する事、前2号に掲げるもののほか、市民参加及び協働に関する事項	委員会の設置(15名以内) 条例の運用に関する事項、条例及び規則の見直しに関する事項、市民提案手続により提出された提案の取扱いに関する事項、その他市民参加の推進に関する事
特徴	・市民参加手法のメニューが多い ・総合的評価を実施	・市民参加推進計画の策定 ・市民意見提出手続	・協働が中心 ・協働事業の評価を実施	・市民提案手続き ・規則で大規模施設を限定	・実施計画	・市民提案手続き ・規則で大規模施設を限定